

風水害における認定こども園等の臨時休園のガイドライン (ver.1)

1. 目的

市は、台風や集中豪雨等の災害時に備えて、要配慮者利用施設である認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業（以下「園」という。）における園児や保護者、職員の安全を確保するため、臨時休園のガイドラインを定める。

2. 基本的な考え方

- (1) 本ガイドラインを基本とし、園の立地や施設の構造、職員体制条件等を含め事前に保護者と合意形成を図った上で園の設置者、運営者、施設長等が対応を決定する。
- (2) 土砂災害に対しては、突発性が高く予測が困難であり、建物に損壊が生じ園児や職員の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れがあることから、立ち退き避難（臨時休園）を原則とする。
- (3) 洪水に対しては、ハザードマップ等により屋内での安全確保できるか等を確認したうえで、命を脅かす危険性がないと判断した場合は、「屋内安全確保」することも可能とする。
- (4) 市から発令される避難情報にかかわらず、園の所在地周辺において災害の発生が切迫している場合は、早急に安全確保を行う。
- (5) 災害時の対応については、地域での災害時の状況等を踏まえて、定期的に検証・見直しを行い、保護者や職員間で情報を共有する。

3. 警戒レベルと臨時休園等の対象施設

下記(1)～(3)に該当する場合は、1号、2・3号認定の種別によらず、原則臨時休園とする。

- (1) 土砂災害に関する警戒レベル3以上が発令された地区（学区）の土砂災害警戒区域内に位置する園
- (2) 浸水被害に関する警戒レベル3以上が発令された地区（学区）の洪水浸水想定区域内に位置する園
- (3) 大型台風の接近や上陸等の影響により、上記(1)(2)の区域によらず 警戒レベル3以上が発令された場合は、発令されたエリア内のすべての園

警戒レベルは、葵区及び駿河区は小学校区単位、清水区は連合自治会単位で、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域に指定された区域を対象に発令されます。

ただし、大型台風の接近等により、大雨・暴風警報が発表された場合等は、市内全域、静岡市南部・北部、地区（学区）全域に警戒レベルが発令される場合もあります。

<警戒レベルによる対応>

■午前6時の時点で発令中又は午前6時から開園までの間に発令された場合

警戒レベル・行動	園の対応
警戒レベル 5 【緊急安全確保】	臨時休園 とする。 途中で解除された場合は、 時間によっては開園する。(※2)
警戒レベル 4 【避難指示】	
警戒レベル 3 【高齢者等避難】	

■開園後に発令された場合

警戒レベル・行動	園の対応
警戒レベル 5 【緊急安全確保】	全園児が降園後、順次臨時休園 とする。 ① 保護者に早急のお迎えを要請する。(※1) ② 各園で定める避難確保計画に従い行動する。 ③ 途中で解除された場合は、時間によっては開園する。(※2)
警戒レベル 4 【避難指示】	
警戒レベル 3 【高齢者等避難】	

- ※1) 園の立地条件や周辺状況等を考慮し、園児の引き渡し危険な場合は安全な状況になってからの対応とする。
- ※2) 開園については、保護者の保育の必要性等を踏まえ、解除された時間、施設の被害状況や周辺状況等、園児・保護者・職員の安全性を確認し、設置者等が判断する。

4. 臨時休園を行う場合の園の対応

- (1) 臨時休園を決定後、一斉メール等により速やかに保護者に連絡する。お迎えを要請する場合、保護者には浸水や土砂災害の恐れが高い地域を避けて迎えに来ることを周知する。
- (2) 保育時間中に警戒レベル3以上になった場合、保護者に引き渡すまでの間、浸水や土砂災害等の危険のない安全な場所において園児を保育する。その際、新型コロナウイルス感染症等の対策にも留意する。
- (3) 園の入口やホームページ等に臨時休園する旨と緊急連絡先を掲示する。指定避難場所等に園児を避難させた場合には、その旨を掲示する。
- (4) 臨時休園を決定した場合、市所管課にメール等で速やかに報告を行う。

5. 園から保護者への事前の周知

- (1) 臨時休園の基準については、事前に保護者に周知し、警戒レベルに応じた対応が速やかに行えるよう理解を得ておく。
- (2) 就労家庭等が利用していることを踏まえ、台風等の接近が予見される場合には、予め保護者に対応を周知しておく。

6. 保育の必要性の高い家庭への対応

- (1) 園は、防災関係者や医療従事者等、災害発生時に保育の必要性が高い家庭を把握する。
- (2) 施設が使用できない場合の受入先の確保ができていない園は、その受入先の園における代替保育の実施を検討する。

7. 園における事前の準備

- (1) 緊急時に速やかに対応できるよう、一斉メール等の伝達手段の整備、伝達文のひな型等の事前作成等を行い、保護者への伝達手段・方法を確認しておく。
- (2) 「静岡県防災メール」の配信サービス等により、災害情報をリアルタイムで入手できるように備える。
- (3) ハザードマップ等で園が立地している地域の災害リスクや危険箇所を把握し、避難場所や避難経路、災害が発生した場合の救助要請や市所管課への連絡体制等を確認し、有事の際に備える。
- (4) 近隣や園内の安全な場所を確認し、職員間で情報共有しておく。
- (5) 日ごろの園外活動等を通じて、園児に避難場所や経路、危険箇所等を伝えておくとともに、保護者にも周知する。

8. 防災情報

- (1) 静岡県ホームページ「緊急防災情報」
 - ・発令中の防災気象情報や警戒レベル
 - ・避難所情報
 - ・気象や河川の状況
 - ・道路や交通機関の状況
 - ・ライフラインの状況
- (2) 静岡県配信サービス「静岡県防災メール」
- (3) 気象庁ホームページ
 - ・ナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻）
 - ・「キキクル（危険度分布）」
- (4) 静岡県土木総合防災情報 サイポスレーダー
 - ・河川・海岸・道路等のライブカメラ映像
 - ・雨量・水位情報
- (5) 静岡県土砂災害情報マップ
 - ・土砂災害危険箇所
 - ・土砂災害警戒区域
 - ・指定区域（砂防三法）

9. 参考資料

- (1) 市町村が出す避難情報と気象庁が出す防災気象情報の関係について（静岡県作成）
- (2) 新たな避難情報等について ～「避難情報に関するガイドライン」の説明資料～（内閣府）